

○西東京市スポーツ推進審議会条例

平成13年6月29日

条例第202号

改正 平成19年6月25日条例第50号

平成21年12月24日条例第49号

平成23年9月22日条例第23号

(設置)

第1条 西東京市におけるスポーツの推進を図るため、スポーツ基本法（平成23年法律第78号。以下「法」という。）第31条の規定により、西東京市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、法第35条に規定するもののほか、市長の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議し、及びこれらの事項について市長に建議する。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 社会体育の関係者

(2) 学校体育の関係者

(3) 前2号に掲げる者以外のスポーツに関する学識経験者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、再任を妨げない。

(会長)

第5条 審議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員

がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ審議会を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査及び検討させるために、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会長は会長が指名する委員をもって充てる。
- 4 部会長は、部務を掌理し、部会の経過及び結果を審議会に報告する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、生活文化スポーツ部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日条例第14号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月25日条例第50号)

この条例は、平成19年7月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月24日条例第49号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月22日条例第23号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の西東京市スポーツ振興審議会条例 (以下「旧条例」という。)の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員で

ある者は、この条例による改正後の西東京市スポーツ推進審議会条例の規定による西東京市スポーツ推進審議会の委員になるものとし、その任期は、旧条例の規定による西東京市スポーツ振興審議会の委員の残任期間とする。